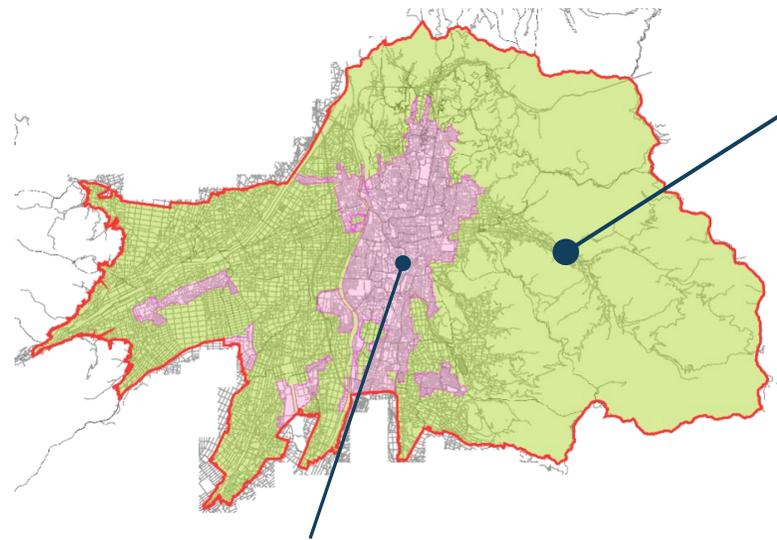


松本市が抱える課題



市街化区域（第一地区等）

- ▶ 都市機能が充実 効率的なインフラが整備済
- ▶ 住宅・店舗・工場等の建築が可能

市街化調整区域（中山・新村・神林地区等）

< 土地の主な用途 >

① 既存集落の宅地等
(原則、開発を抑制)

② 農用地

③ 森林

郊外部の地域コミュニティ維持が課題に

- ▶ 人口減少・高齢化が進行し 地区の担い手が不足
- ▶ スーパー等の日常生活に必要な施設が近くにない
- ▶ 道路が狭く車のすれ違いができない



- ▶ 地域を維持し暮らしの質を守るため、市街化調整区域の柔軟な土地利用を推進
- ▶ H23に「地区計画」(住民等が主体となって策定する、地区独自のまちづくりルール)の活用方針を策定

市街化調整区域の柔軟な土地利用を推進 「地区計画」ルール明確化・公表で使いやすく

地区計画策定の理想と現実

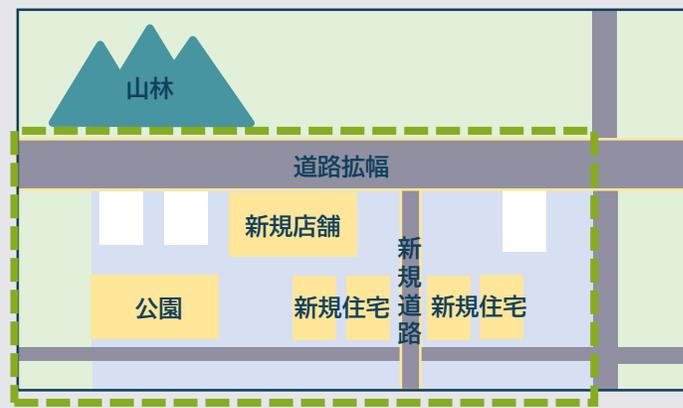
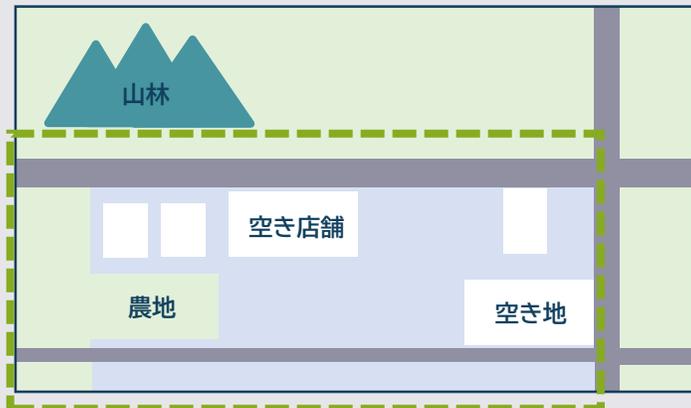
【策定前】

- ▶ 道路が狭く土地が利用しにくい
- ▶ 住民、住宅・店舗の減により活気がなくなった



【策定後】

- ▶ 地区計画を策定すれば住宅・店舗の新設、道路拡幅等が可能に
- ▶ 再びまちに賑わいが生まれる



しかし 実際に地域主体で計画を策定するのは困難

曖昧なエリア・条件 関係法令の調整

地区からの多様な意見 策定に必要な専門知識

≧

H23活用方針策定するも活用実績は0件

市街化調整区域の柔軟な土地利用を推進 「地区計画」ルール明確化・公表で使いやすく

「市街化調整区域の地区計画活用方針」を見直し

- 【4月からの変更点】
- ① 活用類型を整理 & 策定エリア・条件を明確化
 - ② 明確化したエリア・条件を公表 市が伴走し、ルール検討・策定を支援



令和8年4月
運用開始

30枚綴りの紙から1枚のカードへ 高齢者福祉入浴券 カード型に変更

市長記者会見資料

8. 2. 24

高齢福祉課



対象

令和8年4月1日現在、松本市に住民登録のある **70歳以上** の方

自己負担

銭湯

200円

銭湯以外

日帰り入浴料金から **200円引きの額**

利用回数

年間 **30回**

利用施設

市内 **20施設**

カード有効期限

R13.3 まで

利用者

入浴券



毎年申請が必要
利用時に1枚ずつ記名が必要



一度申請すれば、R12年度まで自動付与
利用時の記名が不要に

事業者

入浴券



利用者から
回収し市へ報告



回収不要

利用者数



職員が集計し市へ報告



カード読取器設置で
集計・報告が容易に

市役所

入浴券



利用者に対し
毎年発行

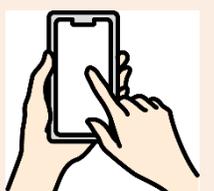


毎年の発行不要で
申請窓口の混雑解消へ

利用者数



職員が集計



WEBで即座に
確認可能

R7まで

R8から